

報道関係者 各位

Press Release

令和3年11月29日

【照会先】

神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課

課長 山﨑嘉之

課長補佐 奥町 由美子

(電話) 045(211)7380

12 月は「職場のハラスメント撲滅月間」です!

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の 繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる 12 月を「職場のハラスメント 撲滅月間」と定めています。

令和2年6月1日に施行された労働施策総合推進法では大企業にパワーハラスメント 対策を講じることを義務化し、令和4年4月1日からは中小企業事業主にも拡大します。

神奈川労働局(局長 川口 達三)では、主に中小企業事業主がパワーハラスメント対 策を始め、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法で義務づけられているハラスメント対 策への理解を深め、法に則った措置を講じることができるよう、月間に合わせて下記の取 組を行います。

ハラスメント対応特別相談窓口の開設(別添1) 1

令和3年12月1日(水)から雇用環境・均等部指導課に「ハラスメント対 応特別相談窓口」を開設し、主に中小企業事業主からの職場のハラスメント対 策に関する個別の相談に対応します。

なお、大企業や労働者からのハラスメントに係る相談も承っています。

職場のハラスメント対策セミナーの開催(別添2) 2

令和3年12月10日(金)に主に中小企業事業主を対象としたセミナーを開 催し、職場のハラスメント対策方法について説明します。参加費は無料です。

(別添資料)

別添1 ハラスメント対応特別相談窓口開設のご案内

別添2 職場のハラスメント対策セミナーのご案内

別添3 2020年6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました!

別添4 神奈川労働局における事業主からの相談対応例

ハラスメント対応特別相談窓口

~令和3年12月1日から開設~

労働施策総合推進法の改正により、令和4年4月1日から中小企業事業主にパワーハラスメント対策を講じることが義務づけられます(大企業は令和2年6月1日から義務化)。

また、全ての事業主に対して、男女雇用機会均等法によりセクシュアルハラスメント対策及び妊娠・ 出産等に関するハラスメント対策、育児・介護休業法により育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策を講じることが義務づけられています。

神奈川労働局では、主に中小企業事業主の皆様が法に則った措置を講じることができるよう、特別相談窓口を開設し、相談に対応いたします。

【ハラスメント対策として事業主が講ずべき措置】

- 1 事業主の方針の明確化及び周知啓発
- 2 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 3 事後の迅速かつ適切な対応
- 4 併せて講ずべき措置(プライバシー保護、不利益取扱いの禁止)

もちろん、大企業や 労働者からのハラス メントに係る相談も 承っています。

神奈川労働局 雇用環境 • 均等部 指導課

開設時間 8時30分から17時15分(土日祝日、年末年始除く)

電 話 045-211-7380

住 所 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階

事業主のみなさまへ

職場のハラスメント対策セミナーのご案内

労働施策総合推進法の改正により、令和4年4月1日から中小企業事業主にパワーハラスメ ント対策を講じることが義務づけられます。(大企業は令和2年6月1日から義務化)

また、全ての事業主に対して、男女雇用機会均等法によりセクシュアルハラスメント対策及 び妊娠・出産等に関するハラスメント対策、育児・介護休業法により育児休業・介護休業等に 関するハラスメント対策を講じることが義務づけられています。

神奈川労働局では12月の「職場のハラスメント撲滅月間」に合わせて、ハラスメント対策に 関するセミナーを開催することとしました。

【日時】

令和3年12月10日(金)14:00~15:45

※受付開始:開始時間の30分前(13:30~)

【場所】

横浜第2合同庁舎1階 共用第2会議室

※住所:横浜市中区北仲通5-57

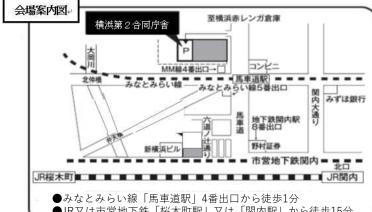
【定 員】

50名(参加無料・要予約)

※各社1名様までのお申込みで、定員に達し次第、締切りとさせていただきます。

【内容】

- ●職場のハラスメント対策について
- ●雇用環境・均等部所管法令に関する最近の改正について



●JR又は市営地下鉄「桜木町駅」又は「関内駅」から徒歩15分

【お願い】

- 駐車場の台数に限りがあるため、 可能な限り、公共交通機関を御利 用ください。
- 新型コロナウイルス感染症対策の ため、マスク着用で御来場ください。 また発熱等体調不良の方の御参 加はお控えください。
- 換気のため、各自防寒対策をお願 いします。

【お問合せ先】

神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課

☎ 045-211-7380

※参加のお申込みは、裏面の参加申込書よりお願いします。

職場のハラスメント対策セミナー【参加申込書】

- ・参加希望の方は神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課へ FAXでお申込み ください。
- ・説明会当日は、この【参加申込書】を受付に御持参ください。
- ・お申込みいただいた個人情報は、本セミナーの運営管理のみに使用し、厳密に管理します。

FAX 045-211-7381

お申込み締切り 12月2日(木)

会社名					
所在地					
電話番号		※定員に達した場合に御連絡いたしますので、 <u>必ず御記載ください</u> 。			
当日の連絡先					
来場者	お名前				
	部署名	役職			

※お申込みは各社1名様まででお願いします。

【日時】

令和3年12月10日(金) 14:00 ~ 15:45 (受付開始は13:30~)

【場 所】

横浜第2合同庁舎1階 共用第2会議室 (横浜市中区北仲通5-57)

2020年(今和2年)6月1日より、職場における ハラスメント防止対策が強化されました!

パワーハラスメント防止措置が

事業主の義務(※)となりました!

【労働施策総合推進法の改正・指針の内容】

※中小事業主は、2022年 (令和4年)
4月1日から義務化されます。
(それまでは努力義務)

早めの対応をお願いします!

職場における「パワーハラスメント」とは、

職場において行われる①**優越的な関係を背景とした言動であって、** ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境 が害されるものであり、①~③までの要素を全て満たすもの</u>をいいます。

※ 客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導 については、該当しません。

職場におけるパワハラの 3 要素	具体的な内容
①優越的な関係を背景とした言動	 ○ 当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が 行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を 背景として行われるもの (例) ・ 職務上の地位が上位の者による言動 ・ 同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富 な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの ・ 同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの
②業務上必要かつ相当 な範囲を超えた言動	○ 社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性が ない、又はその態様が相当でないもの
③労働者の就業環境が 害される	○ 当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること ○ この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当

- 個別の事案について、その該当性を判断するに当たっては、<u>当該事案における様々な要素</u> (※)を総合的に考慮して判断することが必要です。
 - ※ 当該言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、 労働者の属性や心身の状況、行為者の関係性、当該言動により労働者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等
- また、その判断に際しては、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要です。

<職場におけるパワハラに該当すると考えられる例/該当しないと考えられる例>

以下は代表的な言動の類型、類型ごとに典型的に職場におけるパワハラに該当し、又は該当しない と考えられる例です。個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、例は限定列挙 ではないことに十分留意し、職場におけるパワハラに該当するか微妙なものも含め広く相談に対応す るなど、適切な対応を行うことが必要です。 ※ 例は優越的な関係を背景として行われたものであることが前提

代表的な言動の類型	該当すると考えられる例	該当しないと考えられる例
(1) 身体的な攻撃 (暴行・傷害)	① 殴打、足蹴りを行う ② 相手に物を投げつける	① 誤ってぶつかる
(2) 精神的な攻撃 (脅迫・名誉棄損・侮辱・ひど い暴言)	 ① 人格を否定するような言動を行う。相手の性的指言動を含む。 ② 業務の遂行に関する必要いいと責を繰り返し行う ③ 他の労働者の面前におけるがあるがあるがある。 ④ 相手の能力を否定し、メークをおいたのでのである。 ④ 相手の能力を否定し、メークをおいたのである。 ④ 相手を含むを当該相手を含むを当該相手を含むを当該相手を含むる 	① 遅刻など社会的ルールを欠いた言動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して一定程度強く注意をする。② その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、一定程度強く注意をする
(3) 人間関係からの切り離し (隔離・仲間外し・無視)	① 自身の意に沿わない労働者に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修させたりする ② 一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる	① 新規に採用した労働者を育成するために短期間集中的に別室で研修等の教育を実施する ② 懲戒規定に基づき処分を受けた労働者に対し、通常の業務に復帰させるために、その前に、一時的に別室で必要な研修を受けさせる
(4) 過大な要求 (業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事 の妨害)	① 長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる ② 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する ③ 労働者に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる	① 労働者を育成するために現状 よりも少し高いレベルの業務を 任せる ② 業務の繁忙期に、業務上の必 要性から、当該業務の担当者に 通常時よりも一定程度多い業務 の処理を任せる
(5) 過小な要求 (業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)	① 管理職である労働者を退職 させるため、誰でも遂行可能 な業務を行わせる ② 気にいらない労働者に対し て嫌がらせのために仕事を与 えない	① 労働者の能力に応じて、一定 程度業務内容や業務量を軽減す る
(6) 個の侵害 (私的なことに過度に立ち入ること) ★ プライバシー保護の観点から、 機微な個人情報を暴露することの ないよう、労働者に周知・啓発す る等の措置を講じることが必要	① 労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする ② 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する	① 労働者への配慮を目的として、 労働者の家族の状況等について ヒアリングを行う ② 労働者の了解を得て、当該労 働者の機微な個人情報(左記) について、必要な範囲で人事労 務部門の担当者に伝達し、配慮 を促す

事業主及び労働者の責務

以下の事項に努めることが、**事業主・労働者の責務として法律上明確化**されました。 【**事業主の責務**】

- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと等これに起因する問題(以下「ハラスメント問題」という。)に対する労働者の関心と理解を深めること
- その雇用する労働者が他の労働者 (※) に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと
- 事業主自身(法人の場合はその役員)がハラスメント問題に関する関心と理解を 深め、労働者(※)に対する言動に必要な注意を払うこと

【労働者の責務】

- ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者(※)に対する言動に 注意を払うこと
- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

※ 取引先等の他の事業主が雇用する労働者や、求職者も含まれます。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません(義務)**。

◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、 労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと (注1)
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと (注1)
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること (注2)
 - 注1 事実確認ができた場合 注2 事実確認ができなかった場合も同様

◆ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー (注3) を保護するために必要な措置を講じ、その 旨労働者に周知すること 注3 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての<u>相談を行った</u> ことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不 利益な取扱いをすることが、法律上禁止されました。

望ましい取組

望ましい取組についても、責務の趣旨も踏まえ、**積極的な対応をお願いします**!

※ 【★】の事項については、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても同様に望ましい取組とされています。

職場におけるパワーハラスメントを防止するための望ましい取組

- セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一元的に相談に応じることのできる体制の整備【★】
- 職場におけるパワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組
 - ・コミュニケーションの活性化や円滑化のための研修等の必要な取組
 - ・適正な業務目標の設定等の職場環境の改善のための取組
- 必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること【★】

自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが 望ましい取組【★】~就活生などの求職者や個人事業主などのフリーランス等~

- 職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、他の 事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、労働者以外の者(個人事 業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等)に対しても 同様の方針を併せて示すこと
- 雇用管理上の措置全体も参考にしつつ、適切な相談対応等に努めること
 - ・ 特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等については、正式な採用活動の みならず、OB・OG訪問等の場においても問題化しています。
 - ・ 企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等は 行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを研修等の実施により社員に対して周知 徹底すること、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等に より、未然の防止に努めましょう。

他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組

(雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例)

- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1人で対応させない等)
- 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・ 育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されました!

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関する ハラスメントについては、**男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用 管理上の措置を講じることが既に義務付けられて**います。

今回の法改正により、以下のとおり、防止対策が強化されました。

- (1)・2の内容は職場におけるパワーハラスメントと同様です。)
- ① 事業主及び労働者の責務
- ② 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- ③ 自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを 行った場合の協力対応 ※ セクシュアルハラスメントのみ

自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置 (事実確認等) への協力を求められた場合、これに応じるよう努めることとされました。

※ なお、セクハラについては、他社の労働者等の社外の者が行為者の場合についても、雇用管理上の措置義務の対象となっています。

自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合には、必要に応じて他社に事実関係の確認や再発防止への協力を求めることも雇用管理上の措置に含まれます。

- ◎ 職場における「セクシュアルハラスメント」とは、
 - 職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることをいいます。
 - ※ 労働者を雇用する雇用主や上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主又はその雇用する労働者、顧客、患者 又はその家族、学校における生徒等も含まれます。
 - ※ 職場におけるセクシュアルハラスメントは、異性に対するものだけではなく、同性に対するものの含まれます。
 - ※ 被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、「性的な言動」であればセクシュアルハラスメントに該当します。
- ◎ 職場における「妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント」とは、

職場において行われる、上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることをいいます。

- ※ 業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、**業務上の必要性に基づく言動によるものはハラスメントには 該当しません。**
- ※ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景には、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動(注)が頻繁に行われるなど、制度等の利用や請求をしにくい職場風土や、制度等の利用ができることについて職場内での周知が不十分であることが考えられます。

制度等を利用する本人だけでなく全従業員に理解を深めてもらうとともに、制度等の利用や請求をしやすくするような工夫をすることが大切です。

注: 不妊治療に対する否定的な言動を含め、他の労働者の妊娠・出産等の否定につながる言動や制度等の利用否定につながる言動で、当該女性労働者に直接言わない場合も含みます。また単なる自らの意思の表明を除きます。

セクハラ等の防止対策の強化の内容については、事業所の規模を問わず、**2020年**(今和2年)**6月1日から**施行されました!

中小事業主とはどれくらいの規模の 事業主を指しますか?

下表の業種・資本金・従業員数に応じた 分類にあてはまる事業主を指します。 中小事業主

(①又は②のいずれかを満たすもの)

業種	①資本金の額又は 出資の総額	②常時使用する 従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業 (サービス業、医療・ 福祉等)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種 (製造業、建設業、運 輸業等上記以外全て)	3億円以下	300人以下

「労働者」とは、具体的には誰を指し ますか?

正規雇用労働者だけでなく、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規 雇用労働者を含む事業主が雇用する労働 者全てを指します。

派遣労働者も含み、派遣労働者については、派遣元事業主だけでなく、派遣先事業主にも雇用管理上の措置義務が生じます。また、派遣先事業主も派遣労働者が相談等を行ったことを理由として労働者派遣の役務の提供を拒む等不利益な取扱いを行ってはいけません。

労働局にパワーハラスメントについて相談した場合、どのような対応をして もらえるのですか?

パワーハラスメントについても、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関する ハラスメントと同様、都道府県労働局長による助言・指導や調停による紛争解決援助を 行っています。

雇用環境・均等部(室)や総合労働相談コーナーにご相談ください。

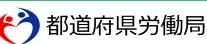
お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部(室) 受付時間8時30分~17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香 川	087-811-8924
青 森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-3212		089-935-5222
岩 手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大 阪	06-6941-8940	高 知	088-885-6041
宮 城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵 庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋 田	018-862-6684	石 川	076-265-4429	奈 良	0742-32-0210	佐 賀	0952-32-7218
山 形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長 崎	095-801-0050
福島	024-536-2777	山 梨	055-225-2851	鳥 取	0857-29-1709	熊 本	096-352-3865
茨 城	029-277-8294	長 野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大 分	097-532-4025
栃 木	028-633-2795	岐 阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広 島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼 玉	048-600-6210	愛 知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖 縄	098-868-4403
千 葉	043-221-2307	三 重	059-226-2318	徳 島	088-652-2718		

○ ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信 しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。 あかるい職場応援団 HP 検索





神奈川労働局における事業主からの相談対応例

【事例1】

労働者 50 名の事業主。これまで就業規則にハラスメント対策の規定は作っていないが、ハラスメント対策はどのように行えば良いかを相談したい。

(当局の対応)

ハラスメント対策として事業主が講ずべき措置には

- 1 事業主の方針の明確化及び周知啓発
- 2 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 3 併せて講ずべき措置(プライバシー保護、不利益取扱いの禁止)

があることを厚生労働省作成パンフレットにより具体的に説明。

措置の方法として、就業規則の改訂内容をアドバイスするとともに、ハラスメント対策は 必ずしも全てを就業規則に記載する必要はないため、就業規則以外の措置方法についても紹 介した。

また、ハラスメント対策は一度行えば良いというものではないため、厚生労働省が開設しているサイトに掲載しているテキストや動画を使っての定期的な研修実施を勧めた。

【事例2】

労働者 100 名の事業主。当社の労働者 A が同僚 B からセクハラを受けたと相談窓口に相談してきた。調査の結果、セクハラは確認できなかったが、 A が納得しないので、どうすれば良いかを教えてほしい。

(当局の対応)

事業主に詳細を確認したところ、相談窓口担当者がBにヒアリングし、Bがセクハラを否定したため「セクハラは確認できない」と判断し、Aにはその旨だけを伝えていたことが判明した。

そのため、事業主は事実関係を正確に確認する義務があり、そのためには必要に応じて第三者(同じ部署に所属している労働者など、行為を目撃した可能性がある者)からもヒアリングすることが求められること、また、結果としてセクハラが確認できない場合でも相談者の納得感が得られるよう、判断の過程等もフィードバックすることや再発防止に取り組むことをアドバイス。

さらに、相談窓口担当者が相談に適切に対応できるよう、相談対応マニュアルの作成を勧めた。